

[事案 27-235] 入院給付金等支払請求

・平成 28 年 8 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

がんと同様の治療・手術をし、精神的な不安も生じていたことを理由に、病名が訂正されるまでの間の給付金の支払いを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 10 月に契約したがん保険について、申立人は一旦は「絨毛癌」と診断され、がんと同様の治療・手術をしており、精神的な不安も生じていたものであるから、がんと同様の取扱いをすべきであるとして、病名が訂正されるまでの間の入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

がんの診断確定は、病理組織学的所見によってなされることを要するが、本件疾病は、手術後の病理組織学的な検査の結果、「侵入胞状奇胎」と診断されたもので、がんと診断確定されたものとは言えず、給付金の支払事由には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。
- (2) 医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3) 疾病の診断・治療の経過等について把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は一旦、医師から「絨毛癌」との診断を受けたがこれは確定診断ではなく、「悪性新生物」ではなかったことから、約款上の給付要件に該当するものではないため、給付金の支払いを認めることはできない。その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。